

奨学生募集要項（2025年度）

No.77

神戸大学推薦枠（A区分）

奨学団体名 （奨学金名称）	中西奨学会		
2025 募集依頼人数	1名（全国で34名）		
募集学年	学部3年生 修士（博士前期）課程1年生		
募集学部・研究科 研究分野等	工学系、化学系、科学系、情報学系、農学系、環境学系（6分野）の学部・研究科		
大学締切時期	神戸大学推薦枠（A区分）申請要項参照		
給付	月額 70,000円	貸与	無
授業料相当額支給	無		
（採用時）一時金	無		
併給	併給可	年齢制限	無
就労制限	—	出身地制限	無
その他応募条件	・ 最短修業年限を超えて在学する者の応募不可 ・ 家計基準あり 原則、前年度の世帯年収が500万円未満（税込）の者 （特別な事情がある場合は応相談）		

奨学生志望の皆さんへ

一般財団法人中西奨学会の「目的および事業」として、その定款の

第3条（目的）に

この法人は、高等学校、高等専門学校、大学または大学院の学生生徒で、学業優秀、品行方正でありながら経済的理由により修学困難な者に対して奨学援助を行い、将来社会に貢献し得る有用な人材を育成するとともに、産業科学技術に関する調査、研究に対する助成を行い、もってわが国産業科学技術水準の向上に寄与することを目的とする。

第4条（事業）に

この法人は、前条の目的を達成するために次の事業を行う。

- （1）奨学金の給付
 - （2）科学技術に関する研究に従事する者に対する助成
 - （3）その他前条の目的を達成するために必要な事業
- 2 前項各号の事業は、日本全国において行うものとする。

と規定されており、これに基づいて定められた「奨学金給付規程」、「奨学生募集要項」等により選考の上、当会から奨学金の無償給付を受ける「奨学生」に採用されます。

当会の奨学金制度の内容や、奨学生募集の詳細については貴校事務室（奨学金担当）にお問い合わせの上、ご応募ください。

【応募先・お問い合わせ先】

〒530-8566 大阪府大阪市北区天満橋三丁目三番五号

中西金属工業株式会社内

一般財団法人 中西奨学会

TEL_06-6352-4585

E-mail:shogakukai@nkc-j.co.jp

奨学生募集要項（附 「奨学生願書」記入上の注意）

一般財団法人中西奨学会

1. 申請の資格

学校教育法による学校において、人物、学力とも優秀で、かつ、経済的理由により当会の奨学金の給付が必要であると認められる方に限ります。ただし次の方は出願の資格はありません。

- （１）最短修業年限をこえて在学する方
- （２）選科生、聴講生等の別科生
- （３）同一世帯の生計維持者の前年度の収入金額が税込 500 万円を越える方

※学資の支払いが困難な学生に対する給付が目的であるため、原則としてご遠慮願います。ただし、兄弟姉妹の人数など、特別な事情がある場合はこの限りではありませんので事務局にご相談ください。

【他奨学金との併給について】

他の奨学金制度との併給は、貸与型・給付型問わず可能とします。

2. 申請の手続き

当会の奨学金給付規程第 4 条により次の書類を必ず提出してください。

- （１）奨学生願書（当会所定用紙）
- （２）在学学校長または学部長の推薦書（様式は任意とする）
- （３）昨年度の成績証明書

3. 奨学生の種類と奨学金の月額、給付期間

奨学生の種類、奨学金の給付月額および給付期間は以下の通りです。

区分	給付金額	給付期間
高等学校奨学生	20,000 円/月	2 年生より 2 年間
高等専門学校奨学生	30,000 円/月	2 年生より 4 年間
大学奨学生	70,000 円/月	3 年生より 2 年間
大学院奨学生	70,000 円/月	修士 1 年生より 2 年間

4. 申請の時期、採否決定の時期と通知の方法

奨学金給付申請の時期は4月1日～5月末日までとし、6月上旬に採用を決定します。採用となった者には学校を通じ「奨学生採用通知」を送付し本人に通知します。新規奨学生向け給付スケジュールは以下の通りです。

奨学金給付スケジュール			
給付時期	7月末	10月末	1月末
対象給付月	4～9月分	10～12月分	1～3月分

5. 採用になった場合

採用になった場合は、採用通知に同封の「奨学生採用時書類 提出要領」に従って指定の期日までに必要書類を提出してください。

理由なく期日までに提出を怠った者は採用を取消します。

6. 奨学生の義務

- (1) 当会の奨学金給付規程および奨学生募集要項に記載の各条項をよく読んで、その規定に違反しないよう常に心掛けてください。
- (2) 学問、教養を十二分に身につけて社会に貢献する立派な人材になりうるよう懸命に努力してください。
- (3) 奨学金は学生生徒がまじめに勉学をするための学資として無償給付を受けるもので、奨学生は卒業後も返還する義務は全くありません。
- (4) また卒業後就職その他についても何らの拘束を受けることはありません。
- (5) 但し、願書の記載内容をごまかしたり、その他不正な手段によって奨学金の給付を受けたことが判明したときは、即時、全額を一時に返還する義務が生じます。
- (6) 休学等、修学状況に変更があった際は、遅滞なくその事由を指定の書面で届け出てください。無届けのまま放置されますと、奨学金給付を停廃止されることもありますので、くれぐれも注意してください。

「奨学生願書」記入上の注意

奨学生願書は、選考上の大切な資料でありますから、申請時現在の状態で事実をありのままわかるように記入してください。記載すべきことが書かれてないとき、判読困難等不備の申請書は選考から除外します。また記載内容が故意に事実と相違して記入してある場合は、採用後においても採用を取消しますから正確に記入するよう注意してください。

1. 「氏名・現住所」

氏名・現住所は必ず記入し、氏名にはふりがなをカタカナで記入してください。各欄は同一の場合でも「同上」とせず、必ずそれぞれの欄にあらためて記入してください。自宅については、父母または家計支持者と同居している場合は、借家、間借、親戚宅等であっても自宅とします。

2. 「専攻の具体的内容」

高校生・高専生は得意科目や現在学んでいることについて、大学生・大学院生は研究テーマ等について記入してください。

3. 「奨学金を希望する理由」

奨学金給付を申請するに至った事情などを具体的に記入してください。

4. 「家族に関する事項」

「家族」には、同居・別居を問わず、申請者の父母、兄弟、姉妹を全員記入してください。

- (1) 年齢は申請時の4月1日現在で満年齢を記入してください。
- (2) 職業は、公務員、会社員、自営業等記入してください。
- (3) 勤務先は具体的に記入してください。

5. 「年収（税込）」

同一世帯の生計維持者（※1）の前年度の税込収入金額（※2）を、必ず家族に確認の上記入してください。

- （※1）学生・生徒の学費や生活費を負担する人のこと。原則として父母。
- （※2）源泉徴収票等の支払金額で、1年間の税込収入のことを指す。

奨学生願書の提出等で得た個人情報、奨学金給付ならびにこれに関連することのみに使用し、奨学生の個人情報を奨学生または保証人の同意なしに第三者に開示・提供することはありません。（ただし、法令などにより開示を求められた場合を除きます。）

一般財団法人中西奨学会 奨学金給付規程

一般財団法人中西奨学会 奨学金給付規程

第1章 総 則

一般財団法人中西奨学会定款第3条に基づき、この規程を定める。

(奨学生の資格)

第1条 当会の奨学生となるものは、高等学校、高等専門学校、大学または大学院に在学し、学業、人物とも優秀で、かつ、学資の支払いが困難と認められる者でなければならない。

(奨学生の種類)

第2条 奨学生の種類は、次に掲げられるものとする。

- (1) 高等学校奨学生
- (2) 高等専門学校奨学生
- (3) 大学奨学生
- (4) 大学院奨学生

(奨学金の給付期間および金額)

第3条 奨学金を給与する期間は、正規の最短就業年限とする。

2 奨学金の給付月額および給付期間は、次のとおりとする。

区分	給付金額	給付期間
高等学校奨学生	20,000 円/月	2 年生より 2 年間
高等専門学校奨学生	30,000 円/月	2 年生より 4 年間
大学奨学生	70,000 円/月	3 年生より 2 年間
大学院奨学生	70,000 円/月	修士 1 年生より 2 年間

第2章 奨学生の採用と奨学金の交付

(奨学生願書および奨学生推薦書の提出)

第4条 奨学生志望者は、当会指定の奨学生願書に、在学学校長または学部長の推薦書を添えて当会に提出するものとする。

(奨学生の採用)

第5条 奨学生の採用は、当会の奨学金を給付する学校（以下、指定校）からの推薦者を理事長が承認決定し、本人に通知する。

- 2 奨学生として採用された者は、前項の通知を受けた日から15日以内に保証人と連署した誓約書兼身元保証書を当会事務局あてに提出しなければならない。

(奨学金の交付)

第6条 奨学金は、3ヶ月分を合わせて給付するものとする。ただし、特別の事情があるときは、この限りではない。

- 2 奨学金の給付は、直接本人に送金して行うものとする。

(学業成績および生活状況の報告)

第7条 奨学生は、毎年度末、生活状況報告書を当会事務局あてに提出しなければならない。

(異動届出)

第8条 奨学生は、次の各号の一に該当する場合は、直ちに届け出なければならない。ただし、本人が病気その他の事由により報告できないときは、保証人が届け出るものとする。

- (1) 休学、または長期にわたって欠席しようとするとき。
- (2) 停学、退学、留年、またはその他の処分を受けたとき。

(奨学金の停止)

第9条 奨学生が休学、または長期にわたって欠席したとき、またはその他必要があると認めたときは、奨学金の交付を停止する。

(奨学金の復活)

第10条 前条の規定により奨学金の給付を停止された者が、その事由が止んで復学が確定した際は、復活願の提出をもって、奨学金の給付を復活することがある。

(奨学金の廃止)

第 1 1 条 奨学生が、次の各号の一に該当するときは、在学学校長の意見を参考にして奨学金の給付を廃止する。

- (1) 在学学校で処分を受け、停学または退学となったとき
- (2) 学業成績が不良となり最短修業年限での卒業が見込めなくなったとき
- (3) 傷病などのため成業の見込みがなくなり、退学となったとき
- (4) その他、第 1 条に規定する奨学生としての資格を失ったとき、または、前各号のほか、奨学生として適当でない事実があったとき

(奨学生の辞退)

第 1 2 条 奨学生は、いつでも在学学校長または学部長を経て奨学金の辞退を申し出ることができる。

第 3 章 指定校の選定と解除

(指定校の選定)

第 1 3 条 指定校は選考委員会による選考を経て決定する。

(指定校の解除)

第 1 4 条 3 年以上奨学生の推薦がない学校は、指定校から解除する場合がある。

第 4 章 補 則

(実施細目)

第 1 5 条 この規程の実施について必要な事項は、別に定める。

(改廃手続)

第 1 6 条 この規程の改定または廃止は理事会の決議により行う。

附則

1. 施行日

この規定は、平成 2 4 年 4 月 1 日から実施する。

2. 履歴

平成 2 5 年 4 月 1 日改定

2 0 2 0 年 3 月 1 6 日改定

2 0 2 1 年 3 月 1 日改定

2 0 2 4 年 1 2 月 1 日改定